

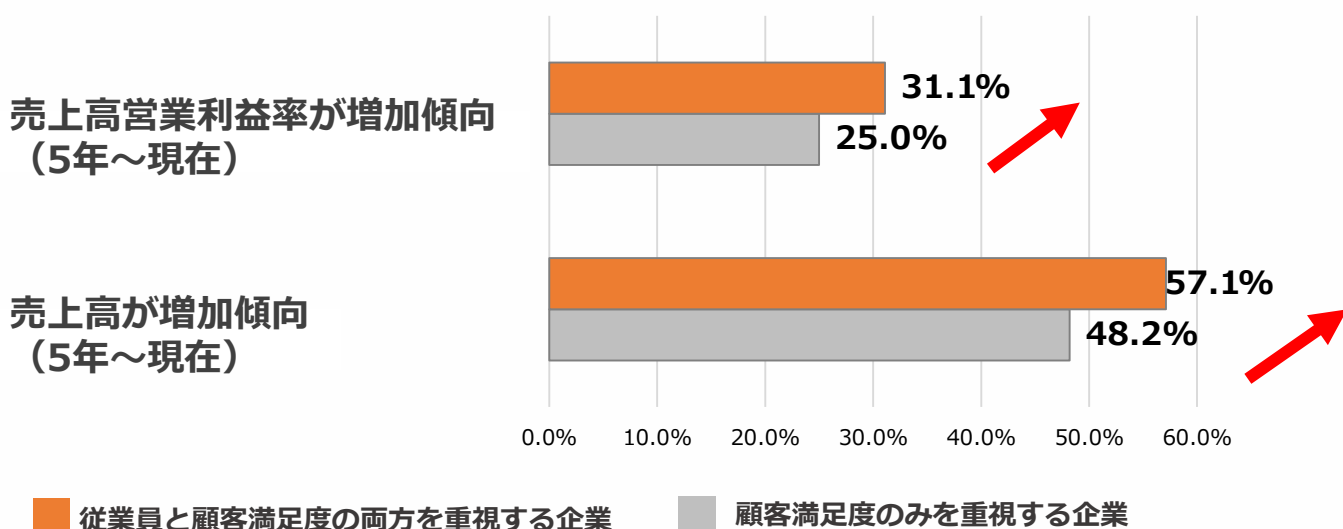
(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約（実額払）、疾病入院医療保険金支払特約（日額払）のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

従業員への想いをカタチにする保険

人材確保や従業員満足度にお悩みはありませんか？

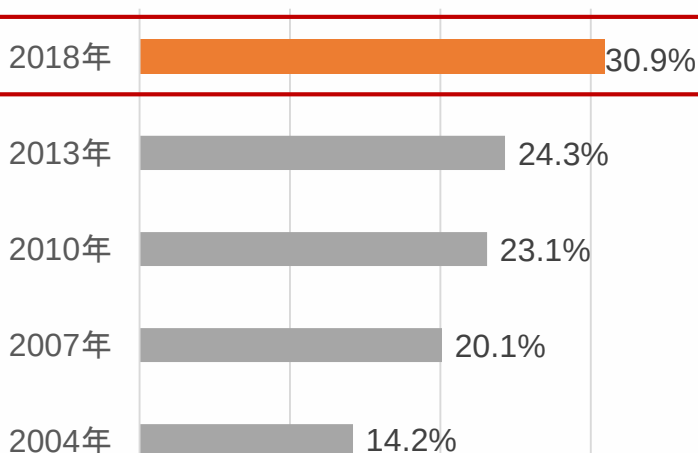
近年、少子化による労働力人口の減少や、雇用形態の多様化に伴い従業員満足度の向上は業界を問わず重要な経営課題となっています。従業員満足度を向上させることで優秀な人材の確保や生産性の向上、従業員の働きがいを高めることができると考えています。

従業員と顧客満足度の両方を重視する企業と顧客満足度のみを重視する企業の業績状況



参考：RELO総務人事タイムズ <https://www.reloclub.jp/reloimes/article/11886>

従業員満足度調査の実施率の推移



出典：2020年度版小規模企業白書 | 中小企業庁HP

労働力の減少を背景に、従業員満足度を重要視している企業は年々増えています。福利厚生充実により従業員満足度を向上させることで、人材の確保・定着、生産性や顧客満足度の向上につながります。

社長の従業員への想いを保険というカタチにしてみませんか？

福利厚生を充実させ、従業員満足度を高めることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります！

補償内容の詳細は裏面をご覧ください。

疾病入院医療費用補償特約（実額払）

病気で入院したときの費用を最高200万円を限度に補償します！

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日から365日目の属する月の末日までに負担した下記①～⑧の費用などをお支払いします。

入院にかかる費用（総額）		
公的医療保険の対象		公的医療保険の対象外
7割 健康保険からの給付	3割 自己負担	100%自己負担 ・入院時の食事代 ・ベッド等使用料 ・先進医療等費用（技術料） ・交通費 など

以下の費用が補償の対象になります。

- ①入院時の健康保険の自己負担分
- ②食事療養費
- ③ベッド等使用料
- ④先進医療、患者申出療養の費用
- ⑤入退院・転院時の交通費
- ⑥諸費用（入院1日につき1,100円）
- ⑦親族付添費（1日につき4,200円）
- ⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

※補償の対象となる方は、事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時従業員の方です。

※入院にかかる費用の内訳は状況によって大きく異なるため図の比率はイメージです。

疾病入院医療保険金支払特約（日額払）

**病気で入院した場合に1日あたり最高2万円、
最長180日を限度に補償します！**



日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合、ご契約の支払限度日数について保険金をお支払いします。

長期障害所得補償特約

**ケガや病気で働けなくなったときの所得を最高15万円、
最長2年間で限度に補償します！**



日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害（注1）が開始した場合、特約の免責期間（注2）を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間を限度に、就業障害期間1か月あたりご契約の保険金額をお支払いします。

※補償の対象となる方は、事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時従業員の方です。

ただし保険期間の開始日時時点で満15歳以上、満74歳以下である方にかぎります。

（注1）被保険者が身体障害（ケガおよび疾病）を被り、次のいずれかの事由により身体障害（ケガおよび疾病）を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

①その身体障害（ケガおよび疾病）の治療のため、入院していること。

②①以外で、その身体障害（ケガおよび疾病）に対して、医師の治療を受けていること。

（注2）特約の免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

東急社宅マネジメント株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング6F

TEL：03-6890-4304

< 勧誘方針 >

■ 金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- ・販売等に当たっては、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守して参ります。
- ・お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・保険金の不正取得を防止する観点から、適正に保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努力して参ります。

■ お客さまの金融商品に関するお客さまの知識・経験、契約目的、財産の状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた金融商品の販売等に努めます。

- ・保険販売等においては、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な最大限配慮した商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・また、お客さまのご経験、ご契約目的、財産の状況等を勘案し十分把握したうえで、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- ・お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

■ お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・お客さまと直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。

■ お客さまのご意見等の収集に努め現状を把握し、また、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

- ・保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の金融販売等に活かして参ります。

令和7年4月1日

東急住宅マネジメント株式会社

ご案内する保険商品について

①当社取り扱い損害保険会社について

当社は、損害保険の販売に関して以下の保険会社の商品を取り扱っております。

- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・AIG損害保険株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・東京海上ミレア少額短期保険株式会社

②当社販売方針について

- ・賃貸住宅個人契約については、ご契約者のお申込み手続きについて簡便性が図れている東京海上ミレア社の「社宅の保険」をお勧めします。
- ・疾病補償、長期障害所得補償の法人契約については、ご契約者のお申込み手続きについて簡便性が図れている損害保険ジャパン社の「メディカル・マスター」をお勧めします。
- ・上記以外の商品については、お客さまの意向に合わせ、過去の販売実績から商品に関する理解度が深い、損害保険ジャパン社・AIG社・東京海上日動火災保険社の商品をお勧めします。

※保険会社および商品の選択について、お客さまのご意向を妨げるものではありません。
推奨販売会社以外の商品もご加入いただけます。

2025年4月1日
東急社宅マネジメント株式会社
代表取締役社長 佐瀬 篤史